

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年9月14日

**浄化槽は年1回の定期検査が必要です
～埼玉県から受検案内を送付します～**

浄化槽を使用される方には、法律によって「保守点検」「清掃」のほか、浄化槽の機能が正常に働いているかを検査する「定期検査」（法定検査：毎年1回）の受検が義務付けられています。

このたび、埼玉県では、定期検査をまだ受けられていない方を対象に、受検を呼びかける案内を下記市町で順次送付します。

これに合わせ、受検に関するご相談やお問合せに対応する「埼玉県浄化槽定期検査コールセンター」を開設します。

今後も県内市町村において案内の送付を順次実施する予定です。身近な河川の環境を守るため、浄化槽をお使いの方は、定期検査の受検をお願いします。

1 受検案内（通知）の送付期間

令和8年9月14日（月）～令和9年1月29日（金）

2 問い合わせ先（埼玉県浄化槽定期検査コールセンター）

受検案内に関するお問い合わせやご不明な点は、以下の専用コールセンターでお受けします。

（1）開設期間：令和8年9月14日（月）～令和9年2月12日（金）

（2）運営時間：平日午前9時～午後5時（年末年始を除く。）

（3）電話番号：050-3669-2456（3 令和8年度案内送付市町（1）の市町）

048-577-5431（3 令和8年度案内送付市町（2）の市町）

3 令和8年度案内送付市町

（1）所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、戸田市、桶川市、北

本市、富士見市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、越生町、嵐山町、川島町、鳩山町

(2) 秩父市、本庄市、深谷市、吉川市、長瀬町、寄居町、杉戸町、松伏町

4 浄化槽の定期検査とは

浄化槽や定期検査の概要については、以下のホームページ等からご確認ください。

埼玉県水環境課ホームページ「法定検査について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/jyoukasou-ijikanri/hoteikensa.html>

受検案内同封リーフレット「浄化槽にも定期健康診断が必要です」

[08teikikenkoshindan_kenkyu.pdf](#) (3 令和8年度案内送付市町(1)の市町)

[09teikikenkoshindan_jokaso.pdf](#) (3 令和8年度案内送付市町(2)の市町)